

森林境界保全素図作成業務委託（鳥井外） 共通仕様書

第1章 総則

（目的）

第1条 本仕様書は、小鹿野町（以下「発注者」という。）が実施する「森林境界保全素図作成業務委託（鳥井外）」（以下「本業務」という。）について、受注者が履行すべき業務内容、成果品、精度管理、検査及び関係法令との整合要件を定めるものである。

本業務は、森林所有者及び森林境界の明確化に向けた基礎資料を整備するとともに、国土調査法に基づく航測法を用いた地籍調査へ円滑に接続するための調査図素図その他の基礎成果を作成することを目的とする。

（適用範囲及び業務の位置付け）

第2条 本仕様書は、小鹿野町における本業務の全工程に適用する。本業務は、森林法に基づく林地台帳制度及び森林経営管理法に基づく森林経営管理制度への対応に資するものであるとともに、将来実施する航測法による地籍調査において、一筆地調査を効率的かつ的確に推進するための事前整備業務として位置付ける。

（業務概要）

第3条 本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備 1式
- (2) 資料収集整理（公図、登記事項情報、森林計画図等の収集・分析） 1式
- (3) 打合せ協議 1式
- (4) 森林境界保全素図（地籍調査用調査図素図兼用）の作成 149.72 ha
- (5) 各種データ調整・確認 149.72 ha
- (6) 各種照合・不一致一覧表作成 1式
- (7) 地籍調査（航測法）に向けた課題等の抽出及び作業スケジュール案の作成 1式
- (8) 報告書作成 1式

（準拠法令等）

第4条 本業務は、委託契約書及び本仕様書によるほか、次に掲げる関係法令、準則、基準、手引その他監督員が指示する最新の関係資料に準拠して実施するものとする。法令等の改正があった場合は、原則として最新版を適用する。

- (1) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）
- (2) 森林法施行令（昭和26年7月31日政令第276号）
- (3) 森林法施行規則（昭和26年8月1日農林省令第54号）
- (4) 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）
- (5) 測量法施行令（昭和24年8月31日法令第322号）
- (6) 測量法施行規則（昭和24年9月1日建設省令第16号）
- (7) 小鹿野町公共測量作業規程（平成23年10月25日国々千416号）
- (8) 国土交通省公共測量作業規程の準則（昭和26年8月25日建設省告示第800号）
- (9) 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）
- (10) 航空法施行令（昭和27年9月16日政令第421号）
- (11) 航空法施行規則（昭和27年7月31日運輸省令第56号）

(12) 林野庁測定規定（平成 24 年 1 月 6 日付 23 林國行第 100 号一1 林野庁長官通知）

(13) 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年 5 月 30 日法律第 63 号）

(14) 小鹿野町会計規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 45 号）

(15) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 23 日法律第 57 号）

(16) 小鹿野町個人情報保護法施行条例（令和 4 年 12 月 7 日条例第 17 号）

(17) 小鹿野町個人情報保護法施行細則（令和 5 年 3 月 23 日規則第 24 号）

(18) 森林経営管理法（平成 30 年 6 月 1 日法律第 35 号）

(19) 森林経営管理法施行令（平成 30 年 11 月 21 日政令第 320 号）

(20) 森林経営管理法施行規則（平成 30 年 12 月 19 日農林水産省令第 78 号）

(21) 森林経営管理制度に係る事務の手引（令和 2 年 6 月林野庁森林利用課）

(22) 林地台帳及び地図整備マニュアル（平成 2 年 6 月改定林野庁計画課）

(23) 林地台帳及び地図運用マニュアル（平成 2 年 12 月改定林野庁計画課）

(24) 地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）

(25) リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアル（平成 30 年 5 月国土交通省土地・建設産業局 地籍整備課）

(26) リモートセンシングデータを活用した基本調査における集会所等での説明会実施の手引（令和元年 1 2 月 国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課）

(27) 航測法を用いた地籍調査の手引（令和 4 年 4 月 19 日国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課企画専門官事務連絡）

(28) その他関係法令など

- 2 調査図素図の作成及び航測法との接続については、国土調査法第 2 条第 5 項及び第 3 条第 2 項、地籍調査作業規程準則第 15 条、第 16 条、第 37、第 76 条、第 76 条第 3 項、第 76 条の 3、第 81 条の 6 並びに第 81 条の 7 の趣旨を踏まえ、将来の一筆地調査及び地籍測量に活用できる品質を確保しなければならない。

（監督員との連絡体制）

第 5 条 受注者は、本業務の適正な履行を図るため、監督員と緊密に連絡を取り、その指示に従わなければならない。

（技術者の資格等）

第 6 条 受注者は、本業務の円滑な実施及び地籍調査関係法令への的確な対応のため、主任技術者及び現場代理人を配置するものとする。

- 2 主任技術者は、技術士（森林部門）、空間情報総括監理技術者又は地籍調査管理技術者のいずれかの資格を有し、森林境界明確化事業又は地籍調査事業に関する実績を有する者とする。
- 3 現場代理人は、測量士、森林情報士その他監督員が同等と認める資格を有し、工程管理及び精度管理に精通する者とする。
- 4 受注者は、配置技術者の資格を証する書類を着手時に提出しなければならない。

（業務計画書）

第 7 条 受注者は、業務着手前に本仕様書に基づき、各工程の業務方法及び内容についての計画を立案し、業務計画書、着手届、工程表並びに主任技術者・現場代理人届を発注者に提出し、その承認を得なければならない。

(関係官公署等への手続き・折衝)

第8条 受注者は、本業務の遂行上、関係官公署等への手続きや交渉が必要な場合は、あらかじめ発注者と協議の上、迅速に処理を行うものとする。折衝の進捗、要請があった場合は遅滞なく発注者に申し出て、その指示に従わなければならない。

(作業状況の報告)

第9条 受注者は、本業務の各工程が終了する毎の進捗報告に加え、原則として進捗状況を毎月末時点でとりまとめ、書面により翌月5日までに発注者に報告（月報提出）するものとする。

(諸事故の処理及び保安)

第10条 受注者は、業務の実施にあたり、安全・保安に配慮し、交通に配慮を怠らないこと。

- (1) 作業に伴い保安・交通に支障が出る恐れのある場合は、事前に所轄官公署等と綿密な調整を行うこと。
- (2) 従事者は言動に注意し、住民等との不要な摩擦や紛争を起こさないよう努めること。
- (3) 事故や損害が発生した場合は、速やかに所要の措置を講じるとともに、発生原因、被害状況を書面にて直ちに発注者へ報告し、受注者の責任において解決するものとする。

(成果品の検査・検定)

第11条 受注者は、中間検査及び完了検査を受ける場合は、あらかじめ成果品及び関係資料等を整理の上、技術者が立ち会って検査を受けなければならない。なお、本業務で整備する一部データは、必要に応じて「地籍調査事業（航測法による地籍調査）工程管理及び検査規程」に準じた自主点検を実施するものとする。

(成果品の帰属)

第12条 本業務において受注者が収集・整備したデータ、並びに作成した一切の成果品の著作権・所有権はすべて発注者に帰属する。受注者は発注者の許可なく使用、流用、複製、貸与、譲渡等をしてはならない。

(契約不適合責任及び再測量等)

第13条 受注者は、成果品の引渡し後であっても、受注者の責めに帰すべき誤り、脱漏又は不整合が判明したときは、発注者の指示により無償で訂正又は再処理を行わなければならない。

- 2 本業務成果が将来の地籍調査の基礎資料として利用されることに鑑み、地籍調査の工程で判明した不適合についても、合理的範囲で協議の上、必要な修補に応じるものとする。

(秘密保持及び個人情報保護)

第14条 受注者は、本業務の遂行上知り得た個人情報及び業務情報を第三者に漏らしてはならない。業務が完了した後、または契約が解除された後も同様とする。

- (1) 作業エリアの施錠及び入退室管理を徹底すること。
- (2) PCの使用にあたり、ID・パスワード制限により、業務従事者のみがアクセスできる適

切な措置を講じること。また、入力した個人情報情報は業務完了後に安全な手法で確実に消去すること。

(3) 貸与された個人情報資料等は、施錠可能な保管庫に管理し、移動時は安全な方法で行うこと。

(4) 従事者に対して個人情報保護及び守秘義務に関する教育・指導を徹底すること。

(テクリスへの登録)

第 15 条 受注者は、本契約の契約金額が 100 万円以上となる場合、契約後 15 日（祝日等を除く）以内にその業務内容を測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS：テクリス）に登録し、登録を証明する書面（業務カルテ）を発注者に提出しなければならない。

(履行期限)

第 16 条 本業務の履行期限（納期）は、令和 9 年 3 月 19 日とする。なお、工期内であつても発注者から部分成果の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。

(納入場所)

第 17 条 成果品の納入場所は、小鹿野町農林振興課とする。

第 2 章 業務範囲

(調査対象区域)

第 18 条 本業務の対象範囲（以下「調査区域」という）は、次のとおりとする。対象地区を両神薄地区に重点化して実施する。

地区名	作業面積（ha）	備考
両神薄地区の一部	149.72 ha（1.50 k m ² ）	両神薄地区に重点化して実施

第 3 章 業務内容

(計画準備)

第 19 条 受注者は、本業務の着手にあたり、作業手法、要員の配置、工程管理等の詳細を定めた「実施計画書」及び「工程表」を作成し、発注者の承認を得るものとする。工程の途中で計画の変更が生じた場合も同様とする。

(貸与資料)

第 20 条 発注者は、本業務に必要な次の資料を受注者に貸与するものとする。受注者は貸与資料を慎重に取り扱い、紛失・破損のないよう管理し、許可なく複製、目的外利用をしてはならない。業務完了後は、速やかにすべて発注者に返還するものとする。

(1) 森林計画図データ（SHAPE 形式）

(2) 森林簿データ（CSV 形式）

(3) 林地台帳地図データ（SHAPE 形式）及び林地台帳データ（CSV 形式）

(4) 土地登記簿・登記事項要約書等（CSV 及び地図 XML 形式）

(5) 土地課税台帳データ（CSV 形式）

- (6) 固定資産税地番図データ (SHAPE 形式)
- (7) 航空レーザ測量成果データ (オリジナル、グラウンド、グリッドデータ、等高線)
- (8) 航空レーザ成果解析資料 (微地形表現図・CS 立体図、樹高分布図、林相識別図)
- (9) 境界測量実績資料 (地積測量図、国有林野境界図、官民協定図等)
- (10) オルソ画像データ

(公図等既存資料の収集・整理)

第 21 条 受注者は、貸与資料及び必要に応じて収集した既存資料について、資料名、作成年月、縮尺、座標系、精度、更新状況及び利用可否を整理し、後続工程で活用しやすい形で台帳化するものとする。

- 2 既存の空中写真、航空レーザ測量成果、公共測量成果、法務局備付地図又はこれに準ずる図面等については、地籍調査作業規程準則第 8 1 条の 6 及び第 8 1 条の 7 を踏まえ、活用可能性を評価しなければならない。

(打合せ協議)

第 22 条 本業務の進捗に応じ、発注者受注者間で適切な協議を実施するものとする。打合せの時期は、初回 (業務着手時)、中間、最終のほか、工程の重要フェーズ毎に随時開催し、その内容はすべて「打合せ記録簿」にまとめ、双方が署名のうえ保管するものとする。

(森林境界保全素図 (地籍調査用調査図素図兼用) の作成)

第 23 条 受注者は、地理情報システム (GIS) を用い、登記所備付地図、公図、森林計画図、航空レーザ測量成果、微地形表現図、林相識別図、樹高分布図、オルソ画像その他の資料を総合的に参照して、森林境界保全素図を作成するものとする。

- 2 本素図は、地籍調査作業規程準則第 1 5 条及び第 1 6 条に規定する一筆地調査の着手資料として利用できるよう、筆界の検討に必要な地番、地形特徴、道路、水路、尾根線、谷線、植生界、施業界その他判断資料を可能な限り表示するものとする。
- 3 筆界案の作成に当たっては、尾根・沢等の微地形的特徴線、植生界、土地利用界、林道、作業道、石積み、境界杭、境界木、巨岩その他の現地目標物を把握し、筆界推定の根拠が説明可能となるよう整理するものとする。
- 4 調査図素図は、将来の航測法による地籍測量との接続を前提とし、地籍調査作業規程準則第 3 7 条、第 7 6 条、第 7 6 条第 3 項及び第 7 6 条の 3 の趣旨に沿って、一筆地調査と航空測量の連携が図れる内容としなければならない。

(航空レーザ測量成果の確認)

第 24 条 受注者は、貸与された航空レーザ測量成果及びオルソ画像について、公共測量成果としての審査状況、座標系、取得時期、計測点密度、地上画素寸法、現況変化の有無その他の品質要件を確認するものとする。

- 2 精度区分乙 2 を想定する場合、航空レーザ測量データは原則として 4 点/㎡以上、オルソ画像は地上画素寸法 0.4m 以内を目安とし、既存成果の利用妥当性を検証するものとする。
- 3 公共測量成果以外を利用する場合は、準則及び運用基準に準じた点検を実施し、精度上支障がないことを確認しなければならない。

(各種データ調整・確認)

第 25 条 受注者は、発注者より貸与された航空レーザ測量成果解析資料について、以下の要件を満たすかどうかを確認し、基礎資料として使用する。要件を満たしていない場合又は発注者が必要と判断した場合は、必要に応じて別途基礎資料を作成するものとする。なお、別途基礎資料を作成する場合及び水平位置確認が必要な場合は別紙特記仕様書に基づき実施するものとする。

- (1) 長野県林業技術センター考案の CS 立体図 Ver. 2 に準拠した微地形表現図を含むものとする。
- (2) 林相（樹種、樹高）が異なる森林の境界や、境界木、列状境界木など植生による土地境界の位置が推定できるように画像処理し作成した林相識別図を含むものとする。
- (3) 各種基礎資料は、調査地域の図郭の 5%以上を抽出して、その記録内容が運用基準等に照らして適正であるものとする。

(各種照合・不一致一覧表の作成)

第 26 条 作成した「森林境界保全素図」上の地番・配置情報と、貸与された土地登記簿、土地課税台帳データを精緻に照合し、両者の不一致状況を網羅した「不一致一覧表」を作成する。不一致一覧表の区分は次のとおりとし、発注者に報告・提出するものとする。

- ①全て一致：図上と登記・課税情報の整合が確認できる地番
- ②図上のみ：保全素図にのみ描かれており、登記・課税情報に存在しない地番（無番地、公有地候補等）
- ③台帳のみ：登記・課税情報には存在するが、保全素図上に描画（特定）できていない地番（脱落、地番不明等）
- ④重複地番：図上で地番が重複して配置されている領域
- ⑤その他：その他、地目や所有者情報の相違など不一致が認められるもの

(地籍調査（航測法）に向けた課題等の抽出及び作業スケジュール案の作成)

第 27 条 受注者は、作成した調査図素図、不一致一覧表及び各種解析図を基に、航測法による地籍調査へ移行する際の課題を抽出するものとする。

- 2 課題抽出に当たっては、境界特定が困難な箇所、立会いの重点地区、資料不整合の集中地区、追加確認を要する目標物、説明会で重点説明すべき事項、補備測量の必要性その他現地工程に影響する事項を整理するものとする。また、地籍調査作業規程準則第 12 条第 3 項及び第 76 条第 3 項の趣旨を踏まえ、航空測量と一筆地調査の時期の間隔をできるだけ小さくすることを意識した作業スケジュール案を作成するものとする。

(業務報告書の作成)

第 28 条 受注者は、業務の実施概要、使用資料、作業工程、精度確認結果、照合結果、課題抽出結果、今後の地籍調査への接続方策その他発注者が必要と認める事項を取りまとめた業務報告書を作成するものとする。

第4章 納入成果品

(納入成果品)

第29条 本業務における納入成果品は、以下のとおりとする。

番号	成果品名称	数量 / 媒体 / 備考
1	業務報告書	製本 1 部 / 電子データ 1 部 全作業の概要、実施状況、精度管理の記録を含む
2	森林境界保全素図データ（地籍調査用調査図素図兼用）	電子データ 1 式（SHAPE 形式） 一筆地調査の基礎となる地番・筆界データ（149.72 ha）
3	各種データ調整確認	電子データ 1 式（TIFF 等形式） オルソ画像、微地形表現図、林相識別図、樹高分布図等
4	不一致一覧表	製本 1 部 / 電子データ 1 部 登記簿、課税情報との突合照合データ
5	地籍調査接続資料（課題抽出一覧表・作業スケジュール案）	製本 1 部 / 電子データ 1 部 一筆地調査後半工程移行に向けた提言及び計画案
6	打合せ記録簿	製本 1 部 / 電子データ 1 部 全打合せ内容の合意記録
7	その他、発注者が必要と認めた資料	製本 1 部 / 電子データ 1 部 既存資料収集の図郭写し、精度管理表等

(成果の電磁的記録及び納品基準)

第30条 電子成果品（CD-R または DVD-R などの外部電磁的記録媒体）の作成にあたっては、「地籍調査成果電子納品要領」に定めるフォルダ・データ構造に可能な限り準拠して整理するものとする。

2 座標系、縮尺、属性項目及びファイル形式は、地籍調査及び公共測量での二次利用を考慮し、発注者と協議の上で決定する。